



第 1 編

序論



1. 計画の趣旨

現行の総合振興計画が令和6(2024)年度で計画期間を終えることから、令和7(2025)年度を始期とする次期総合振興計画を策定しようとするものです。

総合振興計画は、より良いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための町政の基本方針としての役割と性格を持つものであり、町の最上位計画と位置づけられます。

〔計画策定の視点〕

① 現行計画の総括

「子や孫に感動を伝えるまちづくり」を将来像に掲げ、令和2(2020)年度から各分野の施策を展開してきた現行計画について、これまでの取組の成果と課題を検証・分析し、その改善策を次期計画に反映する必要があります。

② 社会情勢の変化

少子高齢化や人口減少の進行、地域間格差の拡大のほか、ICT¹の急速な進展による高度情報化、新興国の発展や経済連携協定等により加速する経済のグローバル化²、地球温暖化による気候変動や自然災害の頻発・激甚化、未知のウイルス感染症の流行など、本町を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、時代の要請に沿った計画とする必要があります。

③ 地方創生の動向

先人が育んできた本町の地域資源を最大限に活かすとともに、総合振興計画に位置付ける各施策を、地方創生の推進や戦略的な取組として整理し、町人口ビジョン・創生総合戦略(令和6(2024)年度改訂)を反映した整合性のある策定及び、令和4(2022)年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づくデジタルの力を活用した具体的な地方活性化の取り組むべき施策を盛り込み持続可能なまちづくりの指針となる計画とする必要があります。

¹ ICT Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

² グローバル化 資本や労働力の国境を越えた移動が活性化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

2. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合振興計画の内容は、まちづくりのビジョン(展望)を示す「基本構想」と、基本構想で示されたビジョンを実現するための施策を定めた「基本計画」があります。

そして、基本計画の施策を実現するための年次別及び部門別の事業計画である「実施計画」(過疎地域持続的発展計画)があります。

① 基本構想

長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及びその基本理念のもとに実現しようとする将来像並びにその将来像の実現に向けて展開する町政の各分野における基本目標を体系的に示すものです。

② 基本計画

基本構想に定める将来像を実現するための取組を具体的に示すものです。

なお、計画の実行性と弾力性を確保するため、計画期間は5年間とし、今回は前期基本計画(令和7(2025)年度から令和11(2029)年度)について、第2次後期基本計画を検証・総括するとともに、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな町民ニーズなどに対応することを目的とし、各施策を分野別に示します。

③ 実施計画(過疎地域持続的発展計画)

実施計画は、基本計画に定めた施策を実現するための具体的な事業内容を示すもので、毎年度の予算編成を反映して策定します。

(2) 計画期間

第3次総合振興計画は、目標年次を令和17(2035)年と想定し、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間を計画期間とします。

〔計画期間〕

| 年度 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 | R13 2031 | R14 2032 | R15 2033 | R16 2034 |
|------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 基本構想 | 10年間 | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期基本計画(5年間) | | | | | 後期基本計画(5年間) | | | | |

3. 総合振興計画の実現に向けて

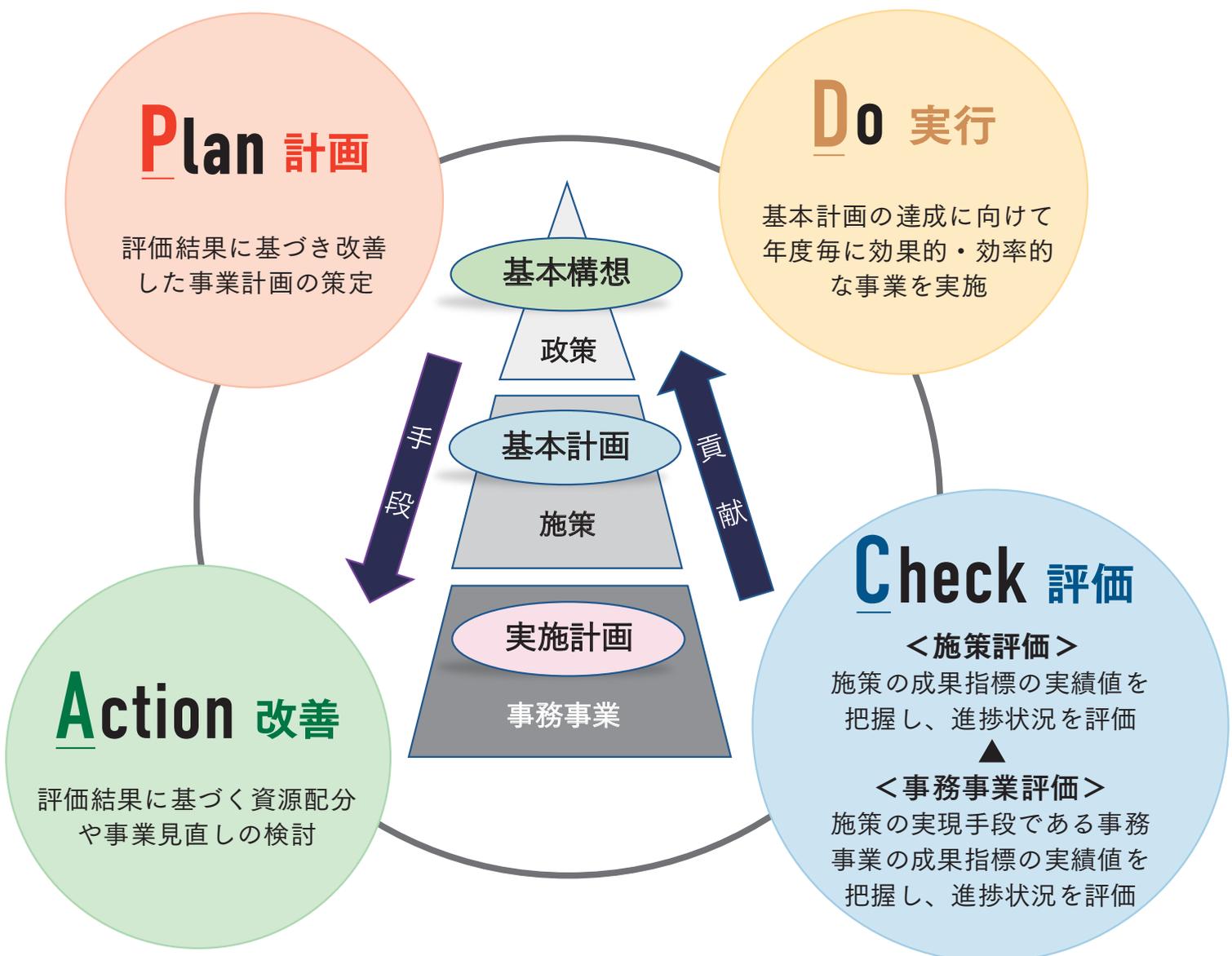
(1) マネジメント(PDCA)サイクルに基づく進行管理

総合計画に掲げる将来像を実現する手段として、施策体系を設定し、計画(Plan)を策定しています。

その計画に基づいて、予算が配分され事業を実行(Do)します。そして事業の実施によって、施策の目指す姿が計画どおりに達成できているかどうかを、成果指標を活用して評価(Check)し、その評価結果に基づく資源配分や事業見直しの検討(Action)を行っていく一連の流れを「マネジメントサイクル(PDCAサイクル)」といいます。

本町では、この考え方に基づく行政経営に取り組み、まちづくりを推進します。

〔マネジメントサイクル(PDCAサイクル)〕



(2) 成果指標に基づく進行管理の手法

行政評価を活用したマネジメントの特徴として、成果指標を設定し、施策や事業の成果達成度を町民に分かりやすく「見える化」することにあります。

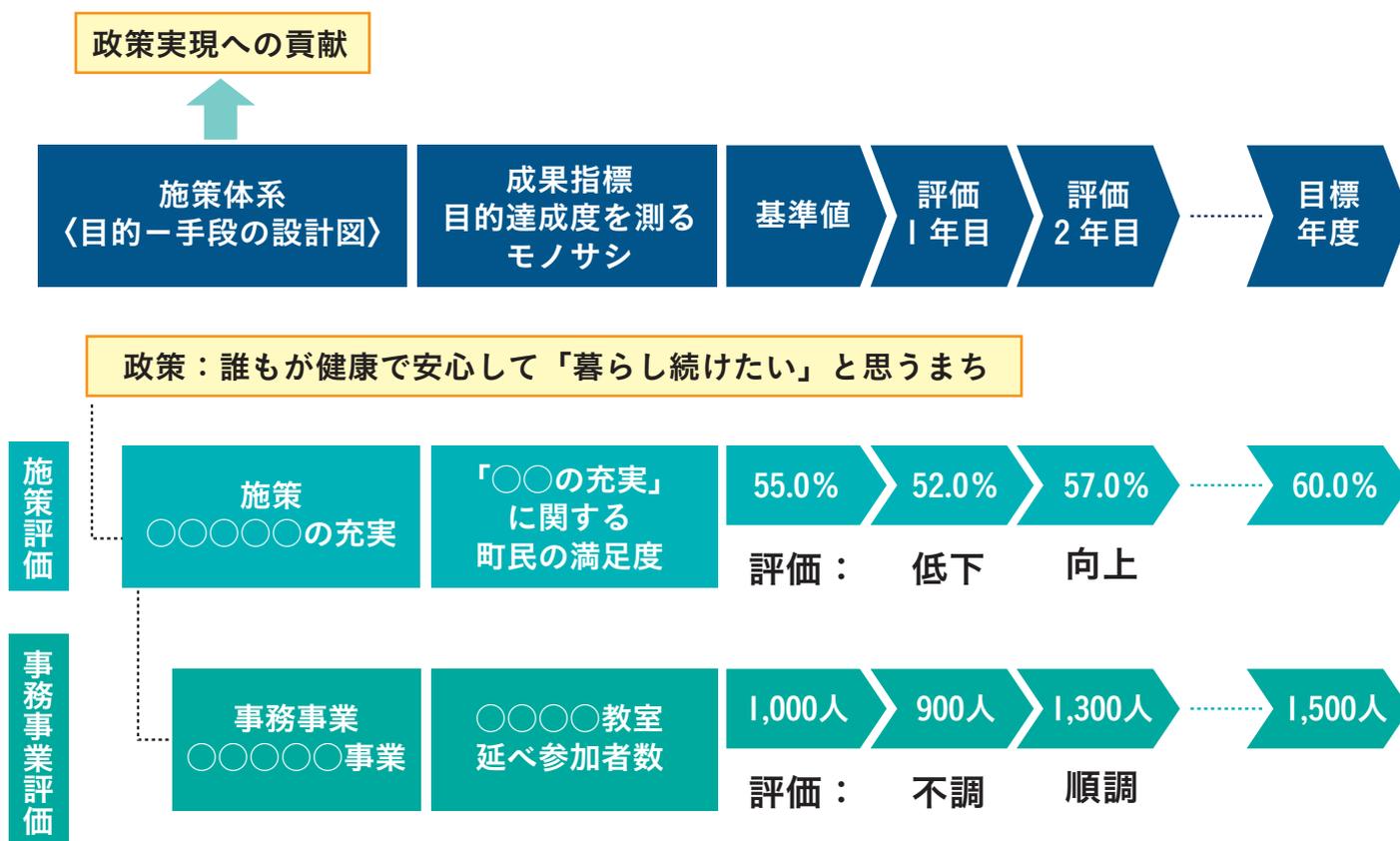
本総合振興計画においても、「施策」「事務事業」の施策体系の各階層に対して、目的達成度を示す成果指標を設定します。

基本計画を構成する「施策」には、基本計画終了年度の目標値を設定し、総合振興計画は経営計画としての機能を担います。

総合振興計画策定後は、「施策」「事務事業」の各成果指標について実績値の把握を行い、これに基づく成果動向などの評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を洗い出し、事務事業の実施方法に関する見直しや事務事業そのもののスクラップ&ビルド³といった対策を検討します。

〔成果指標に基づく進行管理の手法〕



³ スクラップ&ビルド 限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事業について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ(廃止・縮減)し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法。

4. 総合振興計画と各種計画との整合性

(1) 総合振興計画と個別分野別計画との連動

総合振興計画は、すべての施策の目指す姿を網羅した最上位計画となっていますが、本町では、この他に法令等に基づく個別分野別の計画を策定しています。これらの個別分野別計画は、最上位計画である総合振興計画との連動性と整合性を確保し、一体的に推進することとします。

〔総合振興計画と個別分野別計画の連動〕

| 施策名 | 計画名 |
|--|------------------------------------|
| 基本政策1 誰もが生き生きと働き、訪れた人が「また来たい」と思えるまち | 南大隅町農業振興ビジョン後期計画(令和5年度～令和9年度) |
| | 浜の活力再生プラン |
| 基本政策2 誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち | 南大隅町国民健康保険事業計画 |
| | 南大隅町 第3期国民健康保険 保健事業実施計画(データヘルス計画) |
| | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合保健事業計画(第3期データヘルス計画) |
| | 健康増進計画(第4期健康みなみおおすみ21) |
| | 南大隅町子ども・子育て支援事業計画 |
| | 南大隅町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 |
| | 第3期障害者計画(令和6年度～令和11年度) |
| | 第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度) |
| 基本政策3 ふるさとを誇りに思い、未来を見据えて学び続け、誰もが幸せを感じられるまち | 第3期障害児福祉計画(令和6年度～令和8年度) |
| | 南大隅町第2期地域福祉計画 |
| | 第4期 鹿児島県教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度) |
| | 南大隅町教育振興基本計画(令和7年度～令和11年度) |
| 基本政策4 安全・快適で、誰もが「暮らしたい」と思うまち | 南大隅町学校施設長寿命化計画(令和3年度～令和12年度) |
| | 南大隅町小中学校バリアフリー化整備計画(令和5年度～令和7年度) |
| | 南大隅町橋梁長寿命化修繕計画(平成31年度～令和11年度) |
| | 第11次鹿児島県交通安全計画(令和3年度～令和7年度) |
| | 南大隅町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) |
| | 南大隅町災害廃棄物処理計画 |
| | 南大隅町一般廃棄物処理基本計画 |
| | 南大隅町生活排水処理基本計画 |
| | 循環型社会形成推進地域計画 |
| | 南大隅町分別収集計画 |
| 南大隅町公営住宅等長寿命化計画(令和4年度～令和13年度) | |
| 基本政策5 多様な主体と協働し、時代を先取りする行政経営を目指すまち | 第7次国土調査事業十箇年計画 |
| | 南大隅町地域防災計画 |
| | 南大隅町国土強靱化地域計画 |
| | 南大隅町公共施設等総合管理計画 |
| | 大隅定住自立圏共生ビジョン(令和6年度～令和10年度) |

(2) 総合振興計画とSDGs との関連性

SDGs とは、Sustainable Development Goals の略称であり、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール(目標)と169 のターゲット(より具体的な目標)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国においても積極的な取組が進められています。

本町においても今後の施策の企画・立案・実行の各プロセスにおいて、SDGs の理念に配慮した施政運営に努めていく必要があることから、本計画では、各施策と17 ゴールの関連性を基本計画で示しています。

〔SDGsの17のゴール(目標)〕

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> |  <p>2 飢餓をゼロに</p> |  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> |  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> |  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> |  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> |
| <p>目標 1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p> | <p>目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> | <p>目標 3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> | <p>目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> | <p>目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う</p> | <p>目標 6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> |
|  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> |  <p>8 働きがいも経済成長も</p> |  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> |  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> |  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> |  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> |
| <p>目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> | <p>目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> | <p>目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進</p> | <p>目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する</p> | <p>目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> | <p>目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p> |
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> |  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> |  <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> |  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> |  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | |
| <p>目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> | <p>目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> | <p>目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> | <p>目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> | <p>目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> | |

5. 社会経済環境の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

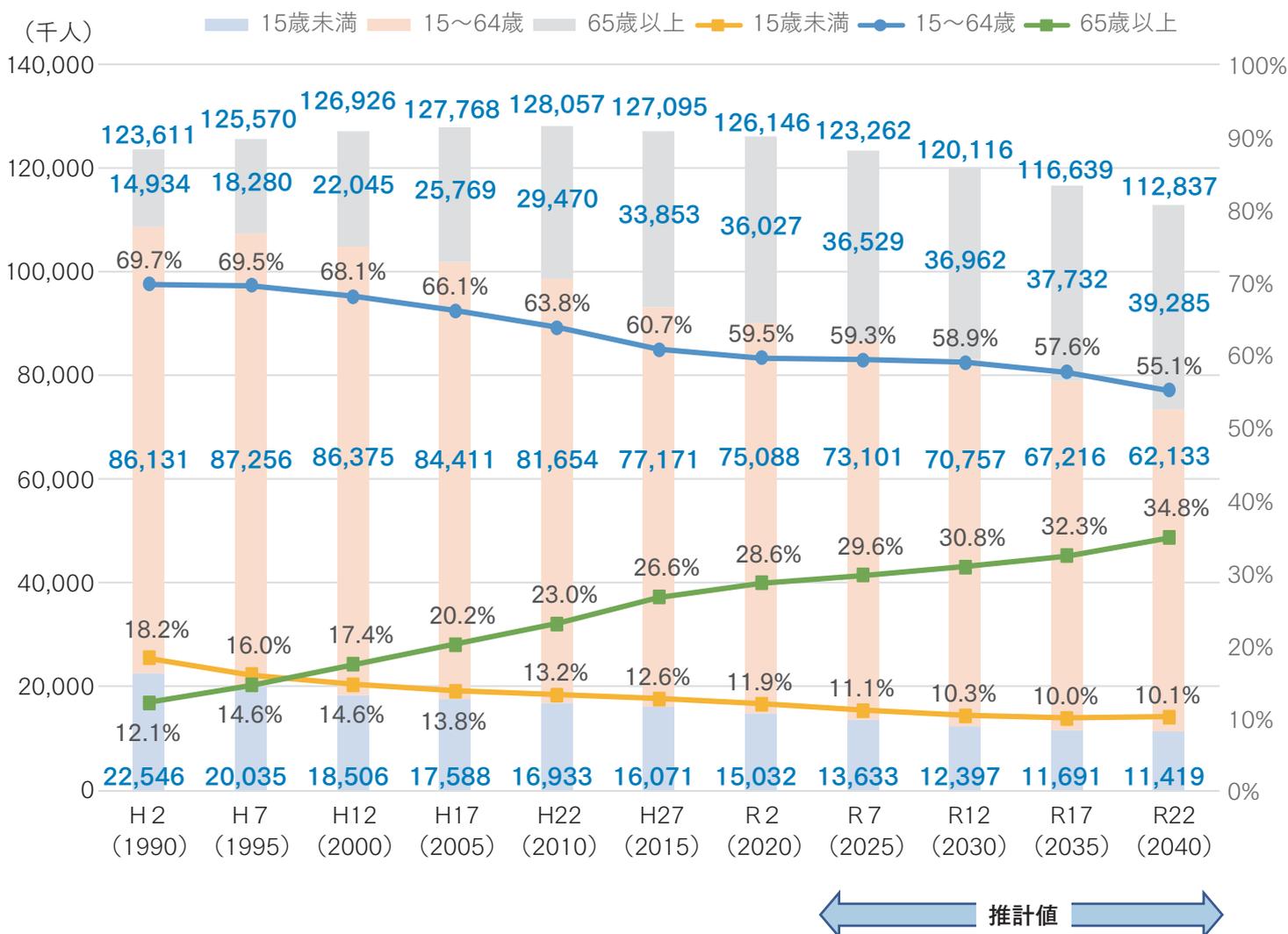
国勢調査結果をみると、日本の総人口は平成22(2010)年の1億2,806万人をピークに減少に転じており、令和2(2020)年にかけて約190万人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口をみると、日本の総人口は今後さらに減少し、令和22(2040)年には約1,330万人減の1億1,284万人になると予想されています。

人口問題の中心となる少子高齢化については、団塊の世代が高齢期を迎えたことや平均寿命の延伸などにより、高齢者人口が急速に増加する一方で、晩婚化・未婚化や合計特殊出生率の低迷などにより、少子化も同時に急速に進行しています。

こうした人口減少や少子高齢化の進行により、消費の縮小や労働力の減少、地域活力の低下、社会保障費の増加など多方面に様々な影響を及ぼしています。

保育、教育環境の向上など子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備するとともに、単身高齢者の生活支援や介護サービス等の提供体制の充実をはじめ、地域の貴重な人材として高齢者の持つ多様な能力を活かすことも求められています。

〔日本の人口の推移〕



資料：国勢調査結果（総務省統計局）

日本の将来推計人口（令和5年推計 国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 自然災害や感染症等多様なリスクへの対応

我が国は、地形・地質・気象等の国土条件により、従来から自然災害による甚大な被害を多く経験するとともに、世界の大規模地震の約2割が発生する地震多発国でもあります。特に最近は、「2018年7月豪雨」(西日本を中心とした全国)、「2019年東日本台風」(静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方)、「2020年7月豪雨」(九州等)など豪雨災害が激甚化・頻発化する傾向がみられています。また、東日本大震災(2011年)や能登半島地震(2024年)などが発生するとともに、今後、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生確率が高まっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本においてはスペイン風邪(1918-1920)以来の大規模なパンデミック⁴であり、国民生活に重大な影響を及ぼしています。その影響は縮小化していますが、2000年代以降、SARS(重症急性呼吸器症候群)、鳥インフルエンザウイルスが流行する等、感染症の脅威は国内外において高まっています。

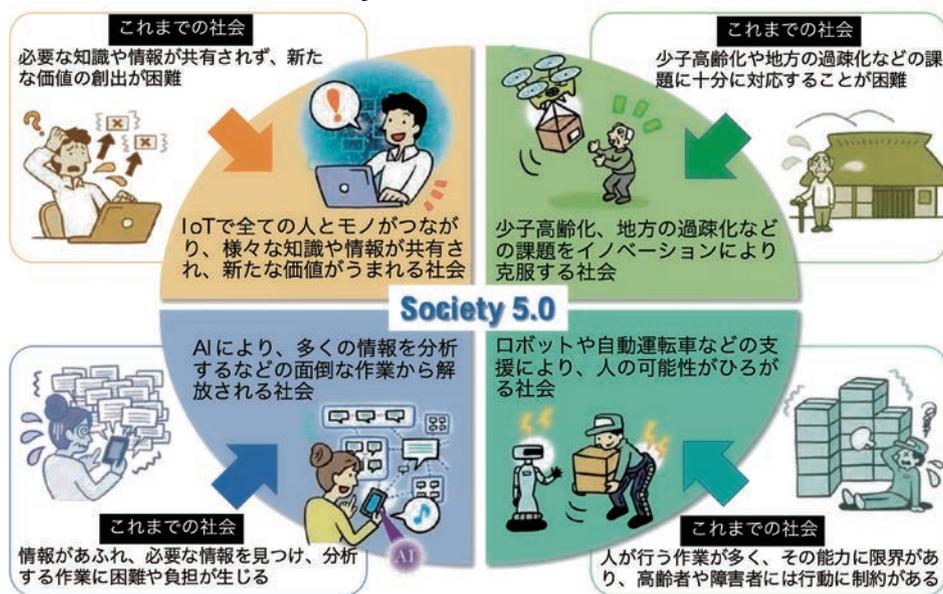
地域の安心・安全を支える住民同士のつながりや共助の取組に加えて、関係機関と連携した感染症対策の必要性も高まっています。

(3) 地域課題解決に向けた新技術の活用とデジタル化の推進

第5次科学技術計画(2016年、内閣府)において、日本が目指すべき未来社会の姿としてSociety5.0⁵が提唱され、また、近年のICT技術の高度化、AI⁶・IoT⁷の普及等を背景に、地域企業の生産性向上やインフラ管理の効率化・高度化、住民の健康維持、子育て支援や未来を担う人材の育成等、地域が抱える様々な課題を効果的に解決する手法として、新技術の活用やデジタル化の推進が求められています。

地方公共団体においても、デジタル技術を活用した各種手続きの電子化や各行政サービスにおける利便性の向上が期待されています。

〔Society5.0 で実現する社会〕



資料：内閣府資料

⁴ パンデミック “感染爆発”と訳され、感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行し、非常に多くの感染者や患者を発生すること。

⁵ Society 5.0 「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く5番目の新しい社会の姿として、第5期科学技術基本計画にて提唱された。

⁶ AI 人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術。

⁷ IoT Internet of Thingsの略、モノのインターネットと訳される。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置(アクチュエーター)、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。

(4) 環境問題への地域レベルでの対応

近年、世界各地において異常気象等に伴う気象災害が発生しており、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。

こうした深刻化する気候変動に対する世界的な問題意識の高まり等を受け、政府は令和2(2020)年10月、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 カーボンニュートラル」を宣言しました。また、令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指すこととしており、令和3(2021)年4月にパリ協定に基づく目標値として国連に提出しています。

産業界のみならず地域の多様な主体が参画することによる脱炭素に係る取組の推進が求められています。政府による「地域脱炭素ロードマップ」では、自治体・地域企業・住民など地域の関係者の参画により、地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入と防災や暮らしの質の向上等の地域の課題を併せて解決し、地方創生に貢献していくことが期待されています。

(5) 社会インフラの老朽化への対応

我が国では、高度経済成長期に道路橋梁や公共施設等の社会インフラが集中的に整備され、これらの社会インフラの老朽化が急速に進行しており、今後、建設後50年以上経過する施設が加速度的に増加するため、その維持・管理・更新への対応が求められており、その主たる管理者である市町村の財政負担が益々増加していくと見込まれています。

全国の自治体においては、平成26(2014)年以降、公共施設等総合管理計画の策定が進められ、中長期的な財政負担軽減の観点から施設管理のあり方の検討が進められています。その進捗は、施設分野や地域の実情により大きく異なり、例えば長寿命化対策等と併せて施設見直しが進められている公営住宅では、総戸数は最近10年間で約1万戸減少している一方で、市町村が管理する道路等については、総延長は増加しています。

今後、厳しい財政状況が続くなか多額の費用負担に対処するため、地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが必要とされています



(6) 次世代型農林水産業への取組と人材育成

開発途上国を中心に全世界の人口の急増に伴い食料需給も増加する一方、気候変動による異常気象の頻発や地政学リスクの高まりにより、世界の食糧生産・供給は不安定化するなど、大きな情勢の変化に直面しています。また、我が国では、長期にわたるデフレ経済下で経済成長が鈍化したのに対して、中国やインド等の新興国の経済が急成長した結果、必要な食料や生産資材が容易に輸入できる状況ではなくなりつつあります。

一方、国内においては、従業者の減少・高齢化や農村におけるコミュニティの衰退が懸念される状況が続く中、総人口の減少に伴う国内市場の縮小は避けがたい課題となっています。加えて、SDGs(持続可能な開発目標)の取組・意識が世界的に広く浸透し、自然資本や環境に立脚した農林水産業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められ、今や持続可能性は農林水産業・食品産業の発展や新たな成長のための重要課題として認識されるようになってきました。

これらを踏まえ、国においては、食料・農業・農村政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しが行われ、(1)国民一人一人の食料安全保障の確立、(2)環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、(3)食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保、(4)農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保の4つを基本理念とする改正法が令和6(2024)年5月29日に成立、6月5日公布・施行されています。

今後は、先端技術等を活用した次世代型農林水産業への取組と人材確保・育成が必要となっています。

(7) 価値観の変化・多様化への対応と男女共同参画・女性活躍の推進

都市化の進展や核家族化、バブル経済崩壊による経済効率性追求の破綻、急速なデジタル化の進展といった時代の変化にあわせ、人の価値観やライフスタイルも多様化しています。人や地域とのつながりの重要性が再認識され、モノの豊かさより精神的な満足感や暮らしのゆとりを重視する意識が広がり、コロナ下では、テレワーク⁸の浸透や在宅勤務等、働き方も多様化しました。

また、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担おうという考え方も浸透しつつあります。女性の社会進出も進み共働きも一般的となりましたが、一方で、男女間の賃金格差や家事・育児・介護等の無償ケア労働の負担の偏りといった問題は依然として残されたままとなっています。

男女がともに家事・育児・介護等の無償ケア労働を行いながら就労できる柔軟な働き方ができる環境を整備し、誰もが活躍できる場を作っていく取組が必要となっています。

(8) 国際情勢の変化への対応と多文化共生社会の構築

市場の国際的な開放や交通手段の発達による容易な移動、急速なデジタル化の進展で一気に進んだグローバル化は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による人・モノの移動の制限や、ウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナ紛争といった世界情勢の不安定化、さらには米中の貿易摩擦などにより、国際情勢に起因する不確実性への対応の必要性も高まっています。

資源に乏しい我が国では、加工貿易を軸に発展してきた面があり、海外に市場を求める一方で、資源や原料、食料を依存してきました。人口減少に伴う国内市場の縮小と労働力不足を海外に求める流れは今後も変わらず、令和6(2024)年6月には外国人労働者の新制度「育成就労」の新設等を柱とする改正出入国管理法が成立し、国内における外国人労働者は増加するものと予測されます。

外国人との接点が増える地域では、外国人住民への支援に加え、地域住民への意識啓発や相互理解に力を入れて取り組む必要があります。

⁸ テレワーク Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT(情報通信技術)を使って仕事をする事。